

基本理念，基本原則，体系図（修正後）

基本理念

第4条 本市におけるまちづくりの基本理念は，次のとおりとする。

- まちづくりは，市民等がより一層生き生きと活躍できるまちを目指すことを基本とする。
- まちづくりは，市民の支え合いによって，より一層安心して暮らせるまちを目指すことを基本とする。
- まちづくりは，地域資源を生かし，将来にわたって活力があり，住み続けられるまちを目指すことを基本とする。
- まちづくりは，北北海道の拠点都市としての機能の発揮及び充実を目指すことを基本とする。

基本原則

第5条 次の各号に掲げる基本原則に基づき，まちづくりを推進する。

- 市民参加のまちづくり 市民等及び市は，まちづくりに関する情報を共有し，市民参加と協働によるまちづくりを推進するとともに，市民の自主性を生かしたまちづくりを推進すること。
- 地域におけるまちづくり 市民等及び市は，地域の特徴や自主性を生かしながら相互にまちづくりを推進すること。
- 健全な市政運営によるまちづくり 市は，総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

基本条例の体系図（修正後）

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置付け

第2章 基本理念及び基本原則

第4条 基本理念

第5条 基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等

第6条 市民等の権利及び役割

第7条 子どものまちづくりの関わり

第2節 議会

第8条 議会の責務

第3節 市長等

第9条 市長等の責務

第10条 職員の責務

第4章 市民参加のまちづくり

第1節 情報提供，情報公開，個人情報保護

第11条 情報提供

第12条 情報公開

第13条 個人情報保護

第2節 市民参加及び協働

第14条 市民参加

第15条 協働

第5章 地域におけるまちづくり

第16条 地域におけるまちづくり

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第17条 行政手続

第18条 法令遵守及び公益通報

第19条 危機管理

第20条 計画的な市政運営

第21条 行財政改革

第22条 国や地方公共団体との連携

第7章 条例の見直し

第23条 条例の見直し

基本理念，基本原則，体系図（タタキ台）

基本理念

第4条 本市におけるまちづくりの基本理念は，次のとおりとする。

- 市民等及び市は，互いに支え合いながら安心して暮らせるまちづくりの推進に努めるものとする。
- 市は，まちづくりに関し，市民等が主体的に活動を行うことができる環境づくりに努める。
- 市は，健全かつ公平，公正で透明な市政を推進する。
- 市民等及び市は，地域資源を生かした持続可能なまちづくりを推進する。

基本原則

第5条 市民等及び市は，次の各号に掲げる基本原則に基づき，まちづくりを推進する。

- 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること。
- 市民参加の原則 市民参加によるまちづくりを推進すること。
- 協働の原則 協働によるまちづくりを推進すること。

基本条例の体系図（タタキ台）

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置付け

第2章 基本理念及び基本原則

第4条 基本理念

第5条 基本原則

第3章

第6条 市民

第4章

第7条 議会

第5章

第8条 行政

第6章 情報公開及び個人情報保護

第9条 情報公開

第10条 個人情報保護

第7章 市民参加及び市民協働

第11条 市民参加

第12条 市民協働

第8章 地域コミュニティ

第13条 地域コミュニティ

第9章 行政運営

第14条 行政手続

第15条 法令遵守及び公益通報

第16条 危機管理

第17条 計画的な市政運営

第18条 財政運営

第19条 行財政改革

第20条 組織

第10章 国や地方公共団体等との連携

第21条 国や地方公共団体との連携

第11章 条例の見直し

第22条 条例の見直し等

